

○北秋田市総合戦略検証会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北秋田市総合戦略検証会議（以下「検証会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 検証会議は、平成27年度に策定された「第2次北秋田市総合計画」及び「北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略等」という。）の各施策についての客観的な評価・検証による進行管理を行うために設置するものとする。

(所掌事務)

第3条 検証会議は、次に掲げる事項について、意見交換及び提言を行う。

- (1) 総合戦略等に掲げられている各施策の成果指標の効果検証に関する事項
- (2) 地方創生関連交付金で実施されている事業の評価検証に関する事項
- (3) 総合戦略の内容の追加・修正等に関する事項
- (4) その他、地方創生に関して必要と認める事項

(組織)

第4条 検証会議は、産官学金労言の各分野からの20名以内の委員で組織し、市長が委嘱するものとする。

2 委員は、北秋田市総合戦略会議（平成27年6月24日設置）の委員を選出することとし、欠員が発生した場合は当該委員と同分野から、事務局が適宜選出できるものとする。

(部会)

第5条 検証会議に部会をおくことができる。

2 部会の組織・運営に関しては、検証会議が定める。

(任期)

第6条 任期は、委嘱の日から総合戦略の推進期間が終了する翌年度の末日までとする。

(座長及び職務代理者)

第7条 検証会議に座長及び職務代理者を置く。座長は委員の互選によりこれを定め、職務代理者は座長が指名する。

2 座長は、検証会議の会務を総理する。

3 職務代理者は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 8 条 検証会議は、座長が招集し進行する。

2 検証会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(オブザーバー)

第 9 条 検証会議は、若干名のオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、総合戦略等に関し知見を有する者として、市長または座長が出席を求めることができる。

3 オブザーバーは、座長の求めに応じて助言や意見を述べるができる。

(説明員の出席)

第 10 条 座長は、必要と認めるとき、検証会議に諮り、説明員の出席を求めることができる。

(庶務)

第 11 条 検証会議の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に必要な事項は、座長が検証会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

2 第 8 条第 1 項の規定に関わらず、最初にかかれる会議は市長が招集する。